

3. 適用される生命保険料控除制度

○適用制度

2012年1月1日以後、契約日等を基準として旧制度と新制度の2つの制度が並存し、適用される制度に応じた生命保険料控除を受けることができます。

旧制度が適用される契約	・2011年12月31日以前に締結した保険契約
新制度が適用される契約	・2012年1月1日以後に締結した保険契約 ・2011年12月31日以前に締結した保険契約についても、2012年1月1日以後に新制度が適用されるお手続きをされた契約は、新制度が適用されます。

※企業保険は、被保険者単位での加入・増額等にかかわらず、団体単位の契約締結・更新時期で判断します。

○新制度が適用されるお手続き

2011年12月31日以前に締結した保険契約についても、2012年1月1日以後に以下のお手続きをされた場合は、新契約と同等のお手続きとみなされ、変更時点から契約全体に新制度が適用されます。

《新制度が適用されるお手続き例》

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ・契約転換 | ・特約中途付加※ |
| ・契約更新 | ・保障見直し※ |
| ・特約更新 | ・愛児保険(はいはいらんど-R、スター誕生など)の契約者名義変更 |
| | ・被保険者の増加・変更(特約の型変更等) |

※保障のない特約や、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約のみを付加する場合を除きます。

なお、以下のお手続き等は、新契約と同等のお手続きには該当しないため、適用される制度に変更ありません。

《新制度が適用されないお手続き例》

- | |
|---|
| ・保険料の払い込み方法の変更 |
| ・積立保険(特約)の一時金(任意積立保険料)投入、積立金の一部お引き出し |
| ・住所変更 |
| ・復活 |
| ・特約更新で、全ての特約を更新されないとき |
| ・保険金額の増減額(特約の中途付加によらないもの) |
| ・名義変更(愛児保険の契約者名義変更、被保険者変更を除く)、受取人変更、改姓改名 |
| ・保障がない特約の中途付加 |
| 例:「指定代理請求特約」「リビング・ニーズ特約」「個人年金保険料税制適格特約」など |
| ・身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約のみの中途付加 |
| 例:「災害割増特約」「傷害特約」「災害入院特約」「特定損傷特約」など |

※企業保険における被保険者の増加は新契約と同等のお手続きには該当しません。

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。